

四月二二日、TCフォーラム(納税者の 権利憲章をつくる会)の定期総会を開催！

去る四月二二日に東京・新宿農協会館で、TCフォーラムの定期総会とシンポジウムを開催した。

第一部 総会の司会を、湖東京至(事務局長、静岡大学教授)が、第二部シンポジウムの司会を、粕谷晴江(事務局、税理士)が担当した。
なお総会に先立ち開会のあいさつを、呼びかけ人を代表して、大江志乃夫前茨城大学教授が行った。

そのあいさつの中で、自分が行った昭和五八年分の異議申立を引き合いに出しながら、消費税の税率引き上げの問題にも言及して、我が国で、納税者の権利を保護するために、TCフォーラムが必要であり、「納税者の権利憲章」(「納税者権利基本法」及び「税務行政手続法」)の制定がぜひとも必要であるということを力説された。

シンポジウムは、「KSK問題と納税者の権利」で、①KSK問題と納税者の権利、について北野弘久日本大学教授、②KSKの現状と問題点、について堀口国雄東京税政研究センターKSK検討委員会責任者に、③米国IRSの機械化問題について、石村耕治朝日大学教授にそれぞれ報告を受け、その報告に基づいて討論を行った。

当日は、学者、弁護士、税理士、中小事業者、そして業者団体や労働組合など五八名の参加を得て活発な議論が行われた。

第一部 総会報告

総会では、創立総会以後の一年間の経過報告と来年度活動方針案の提起を、益子良一(事務局、税理士)が行った。

その中で、本年二月一日にKSK問題について、石村耕治朝日大学教授を講師として、「KSKシステムの理論的問題点」を中心に研究会を開いたが、この問題は、納税者の権利に重要な係わりがあるので、本日の第二部のシンポジウムテーマになっているとの説明がなされた。

また、決算報告と予算案および次期役員の提案を湖東事務局長が行った。監査報告を経た後、決算及び予算案、また今後会を運営していく役員と活動方針について承認されて、総会は、無事終了した。

第二部 シンポジウム

— KSK問題と納税者の権利 —

当日レジメの配布があり、そのレジメに基づいて報告を受けたのち、会場との間で討論を行った。

なお北野弘久日本大学教授と石村耕治朝日大学教授のレジメは資料として掲載しておくので参考とされたい。

討論の後、各講師はつぎのようにまとめている。(まとめ要旨の文責は事務局)

① 北野弘久日本大学教授

高度情報化社会において、機械化を前提として納税者の権利はどうあるべきか、そして税務行政はどうあるべきか、基本的な議論が必要である。

② 堀口国雄東京税政研究センターKSK検討委員会責任者

税務の現場にいたときより、広い視点でみる必要があることを痛感した。

③ 石村耕治朝日大学教授

高度情報化社会に入っており、そのような中でインフラが非常に大切である。とくに税務行政と個人との関係で、納税者の人権の保護が重要である。

TCフォーラム予算

自 1995年4月1日
至 1996年3月31日

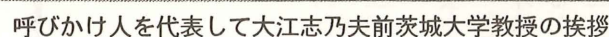
(単位 円)

収 入			支 出		
科 目	内 訳	金 額	科 目	内 訳	金 額
前年度繰越金		635,818	使 用 料	総会、シンポジウム各1回(含む講師謝礼)	360,000
	郵便貯金 2,902		通 信 費	電話代・葉書など	50,000
	普通預金 1,403,478		印刷 発送 費	ニュース 20万円×4回=800,000	
	手許現金 161,638			パンフ封筒などの印刷費 400,000	1,200,000
	(ただしこの内 932,200は本年度既収会費)		支 払 家 賃	20,000×12	240,000
会 費 収 入	個人 250×5,940=1,485,000		支 払 手 数 料	振込手数料	12,000
	団体 600,000	2,085,000	予 備 費		100,000
			次年度繰越金		758,818
合 計		2,720,818	合 計		2,720,818

TCフォーラム本年度の活動方針

TCフォーラム(「納税者の権利憲章をつくる会」)は会則に則り、我が国における納税者(タックス・ペイヤー)の権利確立・保護のため「納税者の権利憲章」、「納税者権利基本法」及び「税務行政手続法」の制定を目指し、つぎの活動を行います。

- 一、ニュース(TCフォーラム中央情報)を随時発行する。
- 二、シンポジウムを随時開催する。
- 三、「納税者権利基本法要綱案」、「税務行政手続法要綱案」の普及と検討。
- 四、政府、地方議会、各党、各議員への要請行動を行う。
- 五、全国各地での運動を推進する。
- 六、会員の拡大を行い組織を強化する。





シンポジウム 北野弘久日本大学教授の報告

(6) 納税者は入力された税務情報について誤り等がある場合には訂正を求める権利を有する。また、KSKシステム法で規定する目的以外に流用されるおそれがある場合には、差し止め等の権利を有する。
cf KSKシステムのデータベースの性格(石村耕治)

集中管理(処理)型データベース↓分散管理(処理)型データベース。

(7) 納税者はKSKシステムの運用に違法があることを発見した場合には、所定の第三者機関(KSKシステム法で新設)に救済を申し立てる権利を有する。

(8) 納税者はKSKシステムの運用により損害を受けた場合には簡単な手続で損害賠償を受ける。

cf 国家賠償法の特例法

(9) KSKシステム導入に伴い、税務職員の守秘義務規定を見直す。また、KSKシステムに配慮した税務職員の服務のあり方を見直す(税務職員の労働基本権の新構築)

cf KSKシステムの運用に係る罰則規定の整備(行政側の罰則を含む)。

III 納税者の権利(2)

(1) 入力される情報の収集過程自体が「法による適正手続(憲法十三条、三十一條)のもとに置かれなければならない。それだけにTCフォーラムが推進している「納税者権利基本法」、「税務行政手続法」などの整備が不可欠。サラリーマン納税者を含む全納税者に関する「実体的適正」および「手続的適正」の双方を含む「適正手続」の法体制の整備・確立が不可欠の前提となる。

cf ①北野弘久「租税手続の改革と納税者基本権」租税法研究二十二号(有斐閣)。

②「行政手続法」(一九九三年法律八八号)は一九九四年一月一日から施行。

KSKシステムをふまえた「個人情報保護法」、「情報公開法」の整備が不可欠。この分野の整備も「法による適正手続」の一環を構成する。cf ①「行政手続法」の場合と同じように、「税務特有の法」として整備することも要検討。さしあたりKSKシステム法に組み込む。

②現行の「個人情報保護法」(一九八八年法律九五号)は不完全・不備。
租税の賦課・徴収事務には実質的に不適用。

IRSのADPシステムの実態と問題点

朝日大学教授 石村耕治

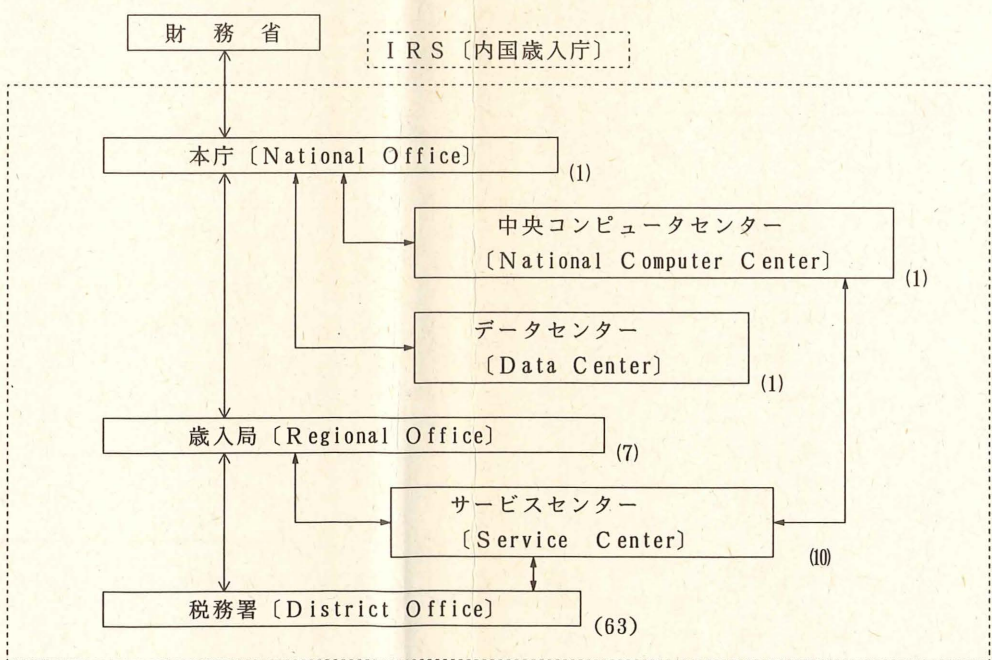
はじめに

アメリカの納税者番号制(TIN=SSN、EIN)は、ケネディ政権の下で一九六一年に導入された。これに前後する形で課税庁保有情報(税務行政情報、納税者情報)の自動処理(ADP=Automatic Data Processing)システムが稼働した。

課税庁(IRS)は、ADPに連結する様々なサブシステムを通じて、ますます高度情報化してきている。課税庁の高度情報化には様々なメリットやデメリットが伴う。以下においては、システムの実態及び問題点について検討してみる。

1. 連邦課税庁(IRS)の組織

- (1) IRSのハイテク化の現状
- (2) 自動徴収システム(ACS)



* ←→ 命令系統、() は、その数
→ 情報の流通

- (3) 電子申告(electric filing)
申告書不要制度(Return-free Tax System)

3. 課税庁保有情報の開示制度

- (2) (1) 税務行政情報、納税者情報
開示請求と準拠法の選択
- (a) 情報公開法
- (b) 内国歳入法典(六一〇三条、六一一〇条)
- (c) プライバシー法

4. SSNの国民背番号化と問題点

- (2) (1) IRSによる民間データベースへのアクセスの拡大
データ照合の拡大
- (3) 納税者情報の目的外利用の拡大
納税者情報の政治的濫用

むすびにかえて 番号化社会と人権の保護